様式第5号（第12条関係）

（表面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  身分証明書 | | | | |  |  |  |
|  | 写真 | 所属  職名  氏名  生年月日　　　　年　　月　　日 | | |  |
|  |  | ６センチメートル | |
| 上記の者は、丸亀市公害防止条例第24条第２項の職員であることを証明する。  　　　　　年　　月　　日  丸亀市長 | | | | |  |
|  |  |  |
|  |  | | | |  |  |  |
|  | | | ８センチメートル |  |  |  |  |
|  | | |  |  |  |  |

（裏面）

|  |
| --- |
| 丸亀市公害防止条例（抜粋）  （立入検査）  第24条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に指定施設等又は工場等の場所に立ち入り、騒音等の発生する施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。  ２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  第29条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。  (２)　第24条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 |